

第5節 災害復旧事業の質疑応答集からの抜粋

現地で査定設計書作成業務等にあたる中で、取り扱いに悩む事案に遭遇することがあります。こうした場合の参考として、特に頻度が高いと思われる案件について「質疑応答集（2008年版）」から抜粋して掲載したものです。

1. 全体事項

（一般事項）

| | | | |
|------|-------------------------|-------|-----|
| 1- 9 | 了解事項第1-6「移転登記・・・」の具体的説明 | ----- | 194 |
|------|-------------------------|-------|-----|

（一箇所工事）

| | | | |
|------|---|-------|-----|
| 3- 1 | 1区画の農地で畦畔復旧が150m以上離れている場合の取扱い | ---- | 194 |
| 3- 2 | 1区画の農地で土砂埋没が150m以上離れている場合の取扱い | ---- | 194 |
| 3- 6 | 次の場合の1箇所工事の取扱い | ----- | 195 |
| | ケース1 田と畑が分離施工困難、田と畑が混在している場合 | | |
| | ケース2 田とわさび田、野菜畑と果樹畑の場合 | | |
| 3- 9 | 次の場合の1箇所工事の取扱い（施設と農地の分離施工困難 又は不適當な場合 | ----- | 196 |
| | (1) 被災間隔が150m以上 | | |
| | (2) 被災間隔が150m以内 | | |
| | (3) その他の場合 | | |
| 3-11 | 受益地を異にする排水路の取扱い | ----- | 200 |
| 3-16 | 道路と水路が兼用する場合の取扱い | ----- | 201 |
| 3-21 | 施設と農地が分離施工困難な場合で農地復旧が申請されない場合 | --- | 201 |

（応急工事）

| | | | |
|------|---------------------------|-------|-----|
| 4- 1 | 応急仮工事に使用した材料の転用について | ----- | 202 |
| 4- 2 | 応急仮工事に使用する材料の計上方法について | ----- | 202 |
| 4- 3 | 応急仮工事として計上する揚水機の費用の範囲について | ----- | 202 |

（事業費の積算）

| | | | |
|------|---------------------------|-------|-----|
| 5- 5 | 測量及び試験費について | ----- | 202 |
| 5- 6 | 区画変更方式による換地費計上について | ----- | 203 |
| 5- 7 | 区画変更方式による確定測量費計上について | ----- | 203 |
| 5-13 | 総合単価に付帯工事費の積み上げ申請について | ----- | 203 |
| 5-15 | 産業廃棄物処理費及び事業損失防止施設費関係について | ----- | 204 |

2. 個別事項

（農地）

| | | | |
|------|--------------------|-------|-----|
| 1- 6 | 分離施工困難又は不適當条項での取扱い | ----- | 205 |
| 1- 7 | 谷地田などでの山側崩壊の場合の取扱い | ----- | 205 |

| | | |
|------|------------------------------|-----|
| 1-10 | 猪垣、鹿垣のフェンスの取扱い | 206 |
| 1-13 | 傾斜度の算定について | 206 |
| 1-14 | 畦畔に接近した部分における復旧限度額の算定方法 | 208 |
| 1-21 | 分離施工が困難な場合の農地の相当限度額の取扱い | 208 |
| 1-22 | 1 / 2 工法を採用する場合の上部農地の復旧額の取扱い | 208 |
| 1-25 | ハウス栽培を行っている水田で、畦畔が被災した場合の取扱い | 209 |
| 1-35 | 被災二筆の水田が同一の所有者の場合の復旧について | 209 |
| 1-36 | 用地買収をして復旧することは可能か | 210 |
| 1-37 | 農地の法面に耕作道（1.2m 未満）がある場合の取扱い | 210 |
| 1-41 | 畦畔崩壊で貯留機能には問題がない場合の取扱い | 211 |

（ため池）

| | | |
|------|----------------------------|-----|
| 2- 5 | ため池の管理用道路の取扱い | 211 |
| 2- 8 | 堤体の安定上余裕高が不足する場合の取扱い | 211 |
| 2-16 | 了解事項第 3-13（波除護岸の採択）の適用について | 212 |
| 2-18 | 復旧計画に関連して直接被害がない斜樋等の改修について | 212 |

（頭首工）

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| 3- 1 | 頭首工には被害がない場合の堤防復旧の取扱い | 213 |
| 3- 7 | 頭首工のみ被災した場合の護岸工の取扱い | 213 |
| 3- 9 | 工事施工中における増破部分の取扱い | 214 |

（水路）

| | | |
|------|-----------------------------|-----|
| 4- 2 | 水路が埋そくした場合の取扱い | 214 |
| 4-12 | 山腹水路の畦畔が被災し、通水には支障がない場合の取扱い | 215 |
| 4-14 | 有線通信施設の取扱い | 215 |

（揚水機）

| | | |
|------|-------------------|-----|
| 5- 3 | 揚水機場の管理用道路の採択について | 215 |
|------|-------------------|-----|

（道路）

| | | |
|------|----------------------------------|-----|
| 6- 1 | 適用除外について | 216 |
| 6- 4 | 有効幅員（全幅員）1.2m 未満の箇所が部分的にある場合の取扱い | 217 |
| 6- 5 | 改良済みに接続する被災部分の拡幅について | 218 |
| 6- 6 | ガードレール、高欄の設置について | 218 |

（橋梁）

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 7- 2 | 取付部が流失した場合の取扱い | 218 |
| 7- 3 | 比較的至近距離にある木橋の統合について | 219 |
| 7- 4 | 潜水橋について | 219 |
| 7- 7 | 再使用可能な床版の取扱い | 220 |

| | | |
|----------|-----------------------|-----|
| (農地保全施設) | | |
| 8-6 | 受益者が上下2戸ある場合の畦畔復旧について | 220 |
| 8-8 | 農地保全施設と農地畦畔の区分例について | 221 |
| (生活関連) | | |
| 11-5 | 関連事業としての位置付けの要件について | 221 |

全体事項

(一般事項)

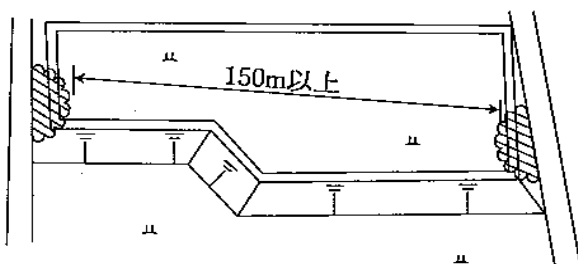
1-9 了解事項第1-6によれば、「……移転登記することを条件として……。」とありますが、具体的に説明をお願いします。

個人所有の農地畦畔、または農業用施設であっても使用実態から見て公共的施設となっているものについては、所有権を移転登記して公共的団体の財産とすれば、農業用施設災害として申請することはできます。

なお、移転登記の方法には、市町村に寄附、土地改良区等公共的法人に寄附、管理団体を定めてその所有権を移す、共有地化等々があります。

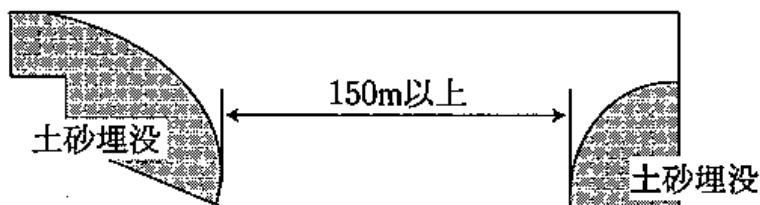
(一箇所工事)

3-1 1区画の農地畦畔復旧で150m以上離れている場合でも、1箇所工事の取扱は、暫定法第2条第8項「1箇所工事の取扱い」を適用して、1箇所工事として良いのですか。



水田の場合は、用水貯留機能を考慮し復旧対象面積を算定します（効用上分離施行が不相当）ので、同筆内の畦畔復旧は150m以上離れていても1箇所工事として取扱います。ただし、畑の場合は機能に支障はありませんので、1箇所工事にはなりません。なお、被災箇所距離の測定は、被災箇所の端からの水平直線距離とします。

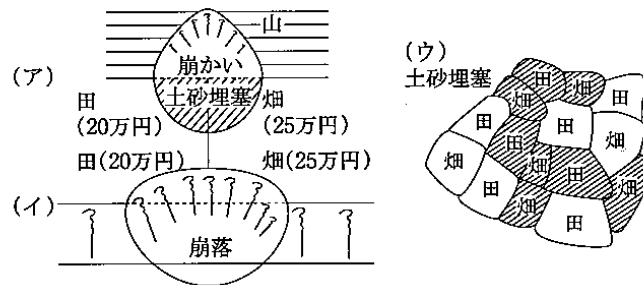
3-2 農地復旧について、土砂で埋没し、1区画でありながら被災箇所が直線距離150m以上の場合1箇所工事の取扱いとなるのですか。



水田の場合、土砂の埋没のみで畦畔に被災がなければ、用水貯留機能には支障がないので150m以上離れていると1箇所工事として取扱うことはできません。畑の場合も、機能に支障はありませんので1箇所工事にはなりません。

3-6 次のような場合の1箇所工事の取扱いについて。

例 1



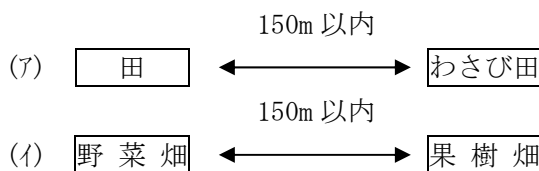
(1) (ア)(イ)の場合で田、畑と分離施行困難ですので、合併施行が良いのですか。この場合、工種どちらで申請するのですか。

(ア)(イ)とも、復旧工事を一体的に施行し、分離施行困難ですので1箇所工事とします。申請工種は田、畑の復旧工事費の大きい方とします。

(2) (ウ)の場合で田、畑が混在しており分離施行困難であるため合併施行が良いのですか。また、工種はどちらで申請するのですか。

土砂埋没で一連の被災を受けた場合、復旧工事を一体的に施行し、分離施行困難ですので、1箇所工事とします。申請工種は田、畑の復旧工事費の大きい方とします。

例 2



(1) (ア)の場合、どちらも貯留機能を有しているので1箇所工事として施工できるのですか。

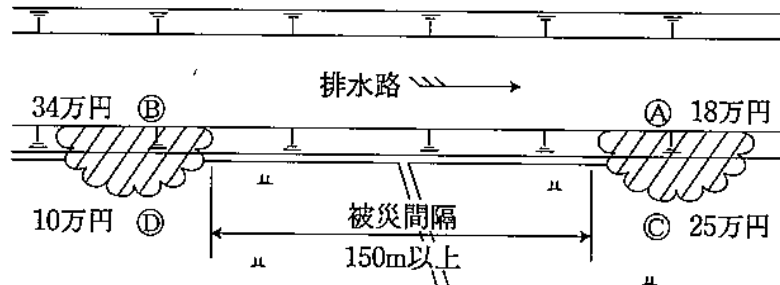
田とわさび田はいずれも貯留機能を有していますが、構造が異なるため工種も田とわさび田は区別しています。このため、1箇所工事として取扱うことはできません。

(2) (イ)の場合、畑ということで1箇所工事としてよいのですか。

果樹畑と野菜畑は同じ畑なので、1箇所工事としてよいことになります。

3-9 次のような場合、1箇所工事の取扱いについて
農地と農業用施設が分離施行困難又は不適当な場合で

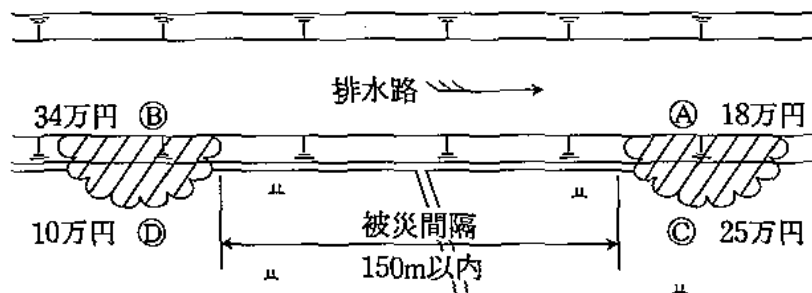
(1) 被災間隔が150m以上の場合



排水路①と農地③及び、水路②と農地④は、分離施行困難又は不適当で、工事費も40万円以上ですので、農地と施設の合併施工となります。

したがって、①+③と②+④は合併施工として、4箇所の申請となります。

(2) 被災間隔が150m以内の場合



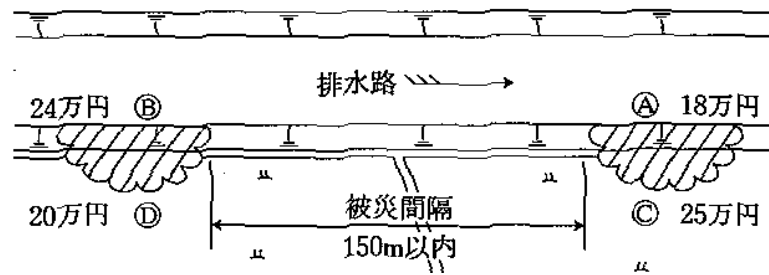
① 2以上の施設にわたる工事で、分離施行困難又は不適当の場合は、①+③ \geq 40万円、②+④ \geq 40万円となり、どちらも工事費は40万円以上となりますので、合併施工として、4箇所の申請となります。

② 一方、150m以内の間隔で連続している場合は、排水路は、①+② \geq 40万円となり1箇所工事として申請できますが、農地は、③+④ $<$ 40万円となり事業費から失格となります。

したがって、①で申請します。

(3) 下図のような、例の場合はどうなるのですか。

例 1

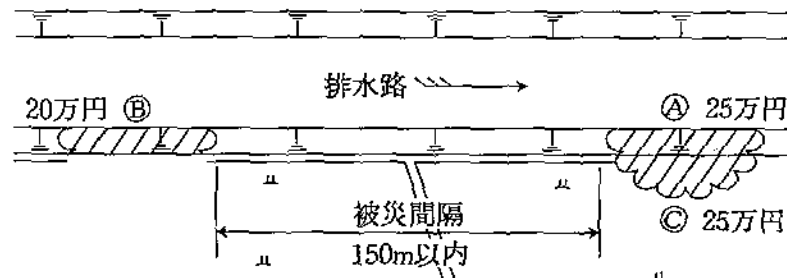


- ① 2以上の施設にわたる分離施行困難又は不適當場合は、 $A + C \geq 40$ 万円、 $B + D \geq 40$ 万円となり、どちらも40万円以上ですので合併施行により農地と施設で、4箇所を申請することになります。
- ② 一方、150m以内の間隔で連続している場合は、排水路 $A + B \geq 40$ 万円、農地 $C + D \geq 40$ 万円となり排水路、農地ともそれぞれ1箇所工事となりますので、農地と施設（水路）別々に2箇所申請することもできます。

したがって、①又は②の考えから、分離施行困難又は不適當として、または、150m以内で1箇所工事として申請できます。

しかし、①と②を組み合わせて、 $A + B + C + D$ とした1箇所工事として申請することはできません。

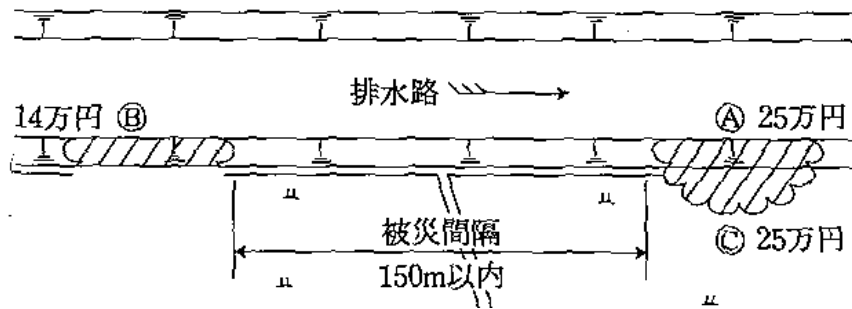
例 2



- ① 排水路Aと農地Cは、分離施行困難又は不適當でかつ工事費が40万円以上ですので合併施行として、農地と施設（水路）の2箇所の申請となります。
- ② 排水路Aと排水路Bは被災間隔150m以内かつ工事費40万円以上ですので1つの施設として1箇所工事となり、施設（水路）で申請します。

したがって、①又は②のどちらかで申請することはできますが、①の場合は排水路B、aの場合は農地Cは申請できません。

例 3

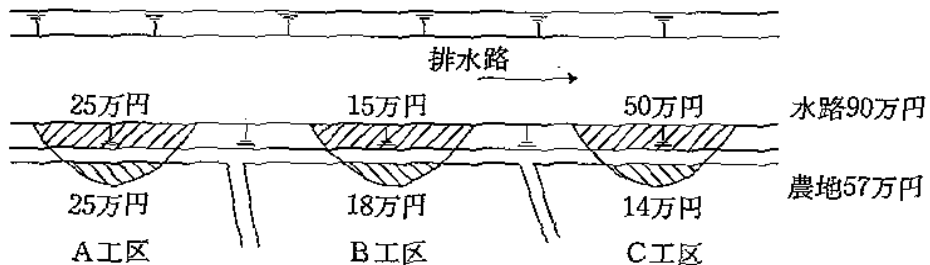


① 排水路①と農地③は、分離施行困難又は不適當でかつ40万円以上ですので、合併施行として、農地と施設（水路）の2箇所の申請となります。

② 排水路①と②は1つの施設で被災間隔150m以内ですが、40万円未満（39万円）のため、1箇所工事とはなりません。

したがって、排水路②は、申請できません。

例 4



A・B・C工区は、それぞれ150m以内の間隔で連続して被災しており、排水路、農地の分離施行困難又は不適當から考えると、

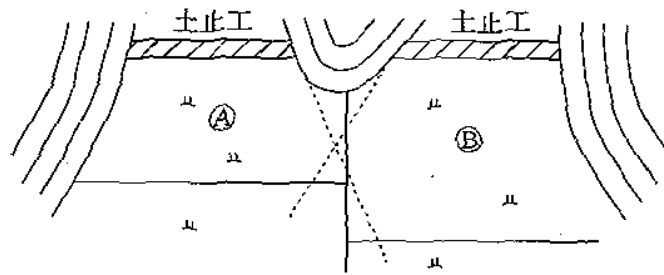
B工区は、 $18+15 < 40$ 万円となるため、合併施行による申請ができませんが、A工区、C工区は合併施行で申請することはできます。

150m以内の間隔で被災が連続していることから1箇所工事として考えると、

農地（ $25+18+14 \geq 40$ 万円）、農業用施設（ $25+15+50 \geq 40$ 万円）となりますので、農地と施設それぞれの工種で1箇所の工事として、農地と施設（水路）でそれぞれ申請することができます。

例 5

農地保全施設の場合

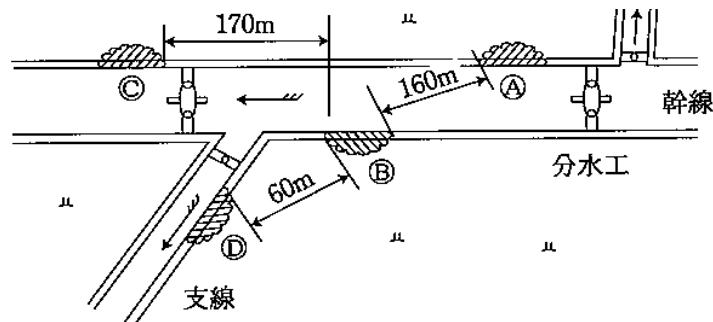


農地保全施設の効用が農地①、②に共通する場合は、150m 以上離れていても1箇所工事として申請できます。

ただし、谷が別で共通の効用がない場合には、150m以内であっても1箇所工事となりませんので、申請できません。

例 6

用水路の分水工区間内・区間外の場合



暫定法第2条第8項において1箇所工事とは

- ① 1つの施設について150m以内の間隔で連続していること
- ② 1つの施設について150mを超えて連続しているものに係る工事で、分離施行困難又は不適当なもの
- ③ 2以上の施設にわたる工事で、分離施行困難又は不適当なもの

の3つの場合です。

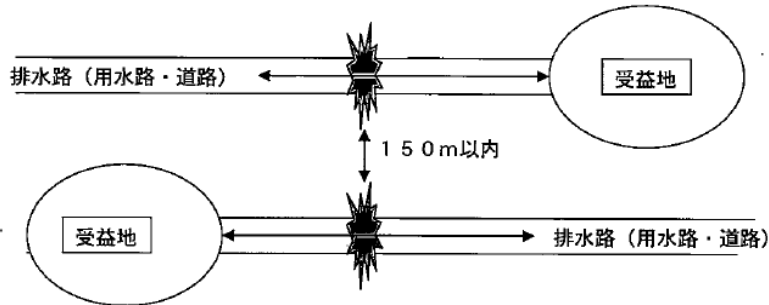
本事例の場合、

- (1) ①に該当するのが、②+④を1箇所工事として、①と③は単独工事となる場合
- (2) ②に該当するのが、①+②を1箇所工事（分水工区間内は、一体的な区間として分離施行困難又は不適当となる。）として、③と④は単独工事となる場合が、考えられます。なお、③に該当するものではありません。

したがって、②+④を1箇所工事、①と③を単独工事として全体で3箇所の申請、または、①+②を1箇所工事、③と④を単独工事として全体で3箇所の申請が考えられます。

3-11 受益地を異にする場合

- (1) 受益地を異にして平行している2本の各排水路の被災箇所が150m以内の場合、1箇所工事として取扱うことができるのですか。

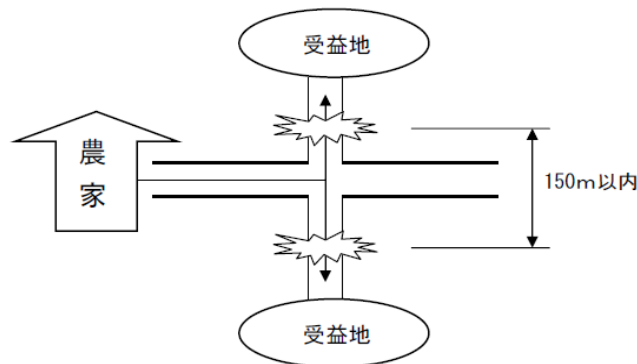


排水路ばかりでなく用水路や道路についても、受益地が異なる場合は、150m以内で隣接、平行していても1箇所工事として取り扱うことはできません。

- (3) 国道、県道、市町村道の公道を介して両側にある農道が被災した場合は、1箇所工事として取扱うことができるのですか。

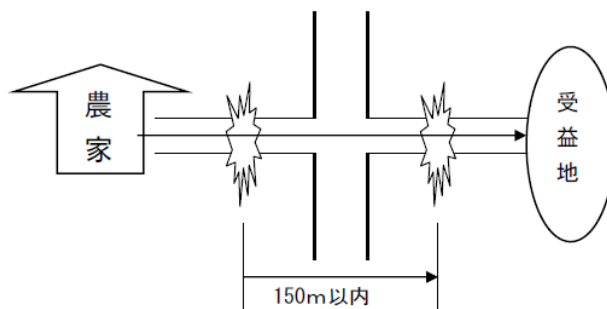
次の例のように、場合によってその取扱は変わってきます。

例 1



例1の場合は、農道の被災箇所が150m以内であっても、受益地が異なる農道となりますので、1箇所工事とはなりません。

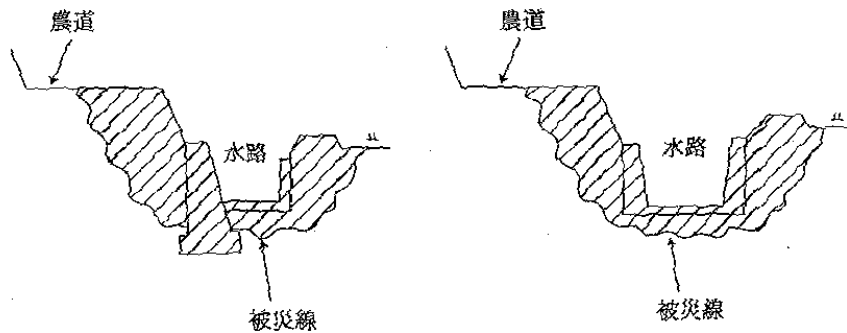
例 2



例2の場合は、受益地まで農道が1路線で、被災箇所が150m以内ですので、1箇所工事

となります

3-16 下図のように被災施設の分離施行が困難又は不適當な場合の申請工種（農道、水路）はどちらにするのですか。

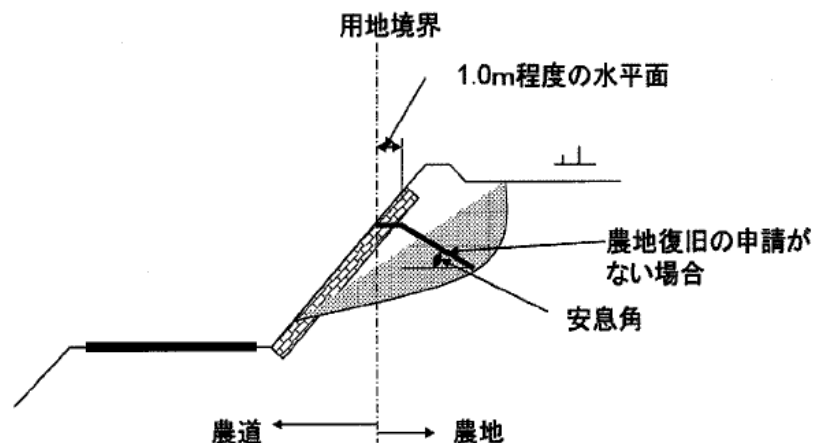


どちらの場合も、2以上の農業上の効用を有する農業用施設であり、兼用工作物となりますので、効用の大きい方の工種で申請します。なお、効用の大、小はそれぞれの復旧工事費の大、小を目安とします。

3-21 農地と農業用施設の合併施行の場合、積算区分は用地境界で行うことになると考えますが、どのように区分して積算するのですか。また、農地と農業用施設が分離困難な場合で、農地の復旧事業が申請されなかった場合はどのように区分して積算するのですか。

下図のように、農地の畦畔法面と農業用施設の法面の途中で用地境界（1/2工法の場合も含めて）があつて合併施行する場合の積算区分は用地境界線で数量を区分して行います。

また、農地の復旧申請がなかった場合の積算区分は、用地境界線から1.0m程度の水平面を設け、それから安息角で計画するものとします。



(応急工事)

4-1 補助対象となる応急仮工事に使用した材料を本復旧工事に転用する場合、経済比較により是非が判定されますが、この場合（応急購入費+撤去、補修、運搬費）≦現場着新規購入費でよいのですか。

応急仮工事で使用した材料を本復旧工事への転用をする場合は、お尋ねの方法で算定して差し支えありません。しかし、現場着新規購入費が経済的となる場合は、経済的となる方を採用します。

4-2 用水路、排水路の応急仮工事ではポリパイプ、塩ビパイプ、ヒューム管等を使用するケースがありますが、積算は、全損扱い又は損料扱いどちらですのですか。

原則として全損扱いとします。ただし、新品購入等の場合で、撤去後明らかに再使用が可能な場合は、損料扱いを検討します。

4-3 応急仮工事として計上する揚水機の費用範囲については、査定までに要した費用とし、査定後必要な費用の見込み額については、計画変更で処理する方法と、査定までに要した費用と査定後の見込額を合計して計上する方法がありますが、どちらの方法で申請すべきですか。

要綱第 14-1-(3)により必要と認められるものについては、査定後の必要見込額も含め申請すべきです。ただし、査定時において、要綱第 14-1 により不確定である見込額については査定されますので、この場合は、計画変更で処理することを査定票に明記（条件付き査定）されます。

(事業費の積算)

5-5 測量及び試験費について

(1) 測量及び試験費は計上できるのですか。

災害復旧事業は、暫定法施行令第 1 条の 4 に基づき提出された災害復旧事業（補助）計画概要書を審査して災害復旧事業費を決めて行われます。

したがって、申請に必要な調査、測量及び試験に要する費用は事業主体の負担となります。具体的には、①申請前の調査、測量・試験費、②工事施工に係る設計に要する費用、③実施設計に必要な測量・試験費用などが、事業主体の負担となります。

一方、要綱第 8-(3) では「工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用」は認められています。具体的には、請負工事の場合の諸経費率等に含まれない項目で、復旧工事の施工に必要な、①特別な品質管理に要する土質試験費用、②現場条件が特殊で試験杭の施工など積み上げが必要な費用、③区画整理方式による復旧時の確定測量

費用などが復旧工事の施工に必要な調査、測量及び試験費です。

(2) 地すべりの場合で農地保全等の査定設計書は、現地踏査及び近傍類似地区の資料などにより復旧工法を決定していますが、調査ボーリングを実施する必要はあるのですか。

被災規模にもよりますが、査定設計書作成時は近傍類似地区の調査資料を使用して復旧工法を決定しても差し支えありません。

ただし、調査資料が不十分な場合は事業主体が調査ボーリングを実施する必要があります。

(3) ため池工事等における土取場の土質試験費は認められるのですか。

工事を施工するために、盛土材及びコア材等の土質試験等が必要な場合は、査定設計書に計上することができます。なお、災害査定時には土質試験の必要性を十分説明することが必要です。

5-6 地すべり等により農地が広範囲に被災した場合の復旧で、原形復旧する経費より換地費を含めた区画変更方式の方が安い場合は、換地費を計上することができるのですか。

災害復旧事業の目的は、被災した農地等を原形に復旧すること（効用回復を含む）ですので、復旧に伴う所有権等の調整に要する経費（換地費の費目）は認められていません。

5-7 区画変更方式による農地復旧の場合、確定測量費を計上することはできるのですか。

区画変更方式による農地復旧の場合には、面積の把握等の行為は工事実施上必要不可欠なものですから、出来形測量等に要する確定測量費を計上することは、工事の施工に必要なものと解されますので、計上することはできます。

5-13 総合単価の使用で付帯工事がある場合、付帯工事費を積上げ、諸経費を加えて総合単価適用工事費+付帯工事費で申請してもよいのですか。

積上げた付帯工事費が、総合単価を適用した工事費の概ね 50%以内の場合に限り、合算して申請できますが、積み上げた工事費が 50%以上の場合はすべて積上げにより積算しなければなりません。

5-15 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱について

(4) 土地改良事業等請負工事標準積算基準と比較して産業廃棄物処理費及び事業損失防止施設費が削除されていますが、その理由はなぜですか。

災害復旧事業の申請要件である事業費の判定は、産業廃棄物処理費、事業損失防止施設費を除いた「工事の費用」で判断することになっていますので、これらの費用が工事費の費目に含まれていません。このため、査定設計書には取壊し費用と運搬費用を計上し、処理費用については、実施設計書で計上することになっています。なお、この取扱いについては、災害復旧事業を担当している各省庁とも同様な取扱いとなっています。

(5) 災害復旧事業において取壊しコンクリートやアスファルト等の産業廃棄物が発生する場合に、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

査定設計書には、取壊しコンクリート等の産業廃棄物処分場での処理費用を計上することはできません（査定時に計上されている場合は、処分費用を削除しますが、実施設計において処分費用を計上することができる旨の条件付き査定となります。）処理場が確定している場合は、処理場までの運搬費用（処分場が未定の場合は2km程度の運搬費用）を計上しておくことはできます。ただし、処理費用については、実施設計書にはその経費を計上することができます。また、処分場までの距離については、実測距離で計上することになります。

なお、応急工事で実施済みのものについては、処理に要した費用を査定設計書に計上することができます。

(6) 災害復旧事業において濁水処理対策、振動対策、騒音対策等の事業損失防止施設費が必要な場合は、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

事業損失防止施設費用については、査定設計書には計上することはできませんので、濁水処理対策などの経費を必要とする場合は、実施設計書でその経費を計上することになります。（査定時に計上されていた場合は、産業廃棄物と同様、条件付き査定となります。）

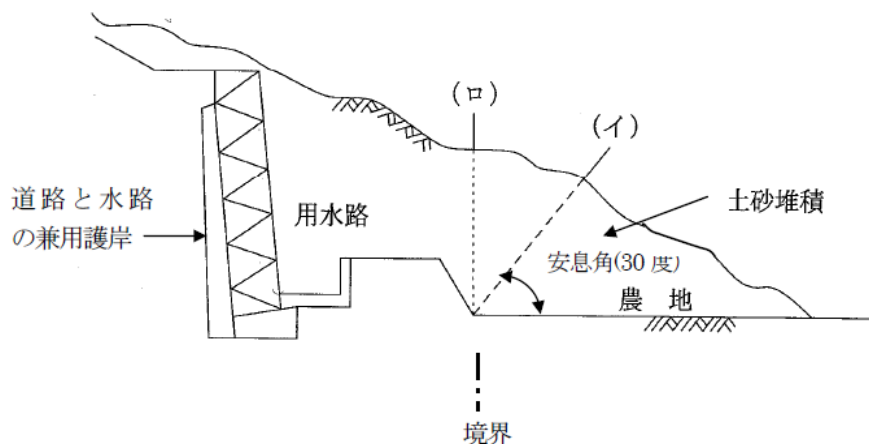
(10) 一般管理費等の算出にあたって、前払い金支出割合による補正は、査定設計書には考慮しなくてよいのですか。

査定設計書には、一般管理費等の前払い金支出割合による補正は行わないことにしています。（35%を超え40%以下とし補正係数は1.0とします）

これは、工事実施時に事業主体が判断すべきもので、査定時には考慮しないとの考え方からです。なお、この取扱いについては、災害復旧事業を担当している各省庁とも同じ取扱いになっています。

個別事項 (農地)

1-6 分離施行困難又は不相当条項（暫定法第2条第8項）の適用で、下図のような事例（土砂崩壊による堆積）では、農地と農業用施設の合併施行で申請することはできるのですか。

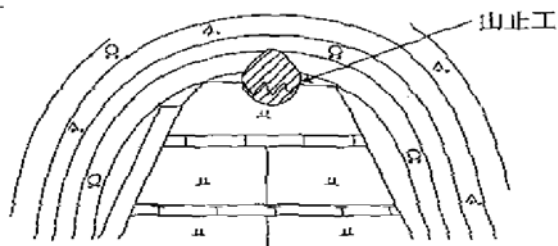


この図の事例では、道路と水路の効用を兼ねる護岸などのように分離施行が困難又は不相当とは言えないため合併施行での申請はできません。

そのため、暫定法第2条第8項の運用で、次のように取扱います。

- (1) 農地復旧40万円未満又は農地復旧の申請がない場合は、(イ)のように境界から安定勾配（安息角：30度）で引いた線で区分します。
- (2) 農地、農業用施設とも申請がある場合は、(ロ)のように農地と水路の境界で区分します。

1-7 個人の農地復旧の場合、谷地田などの山側の崩壊止め工は、「畦畔復旧」とはならないのですか。



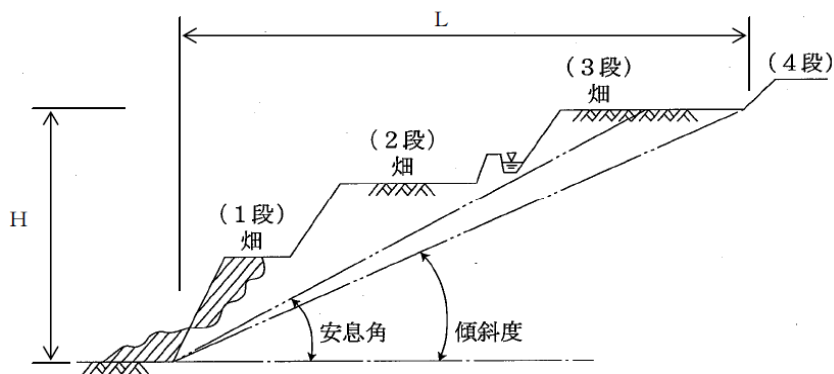
山止工の効用は下部の農地を保全するものですから、必要最小限度の土止め工法で、農地として申請することができますが、畦畔復旧には該当しません。

1-10 猪垣、鹿垣等のフェンスは災害の対象となるのですか。

農地と同時に被災した場合は、農地の付帯施設として農地災害対象になりますので申請することができます。しかし、フェンス単独が被災した場合は災害復旧事業の対象になりません。（平成25年より暫定法に基づく農林水産業共同利用施設災害復旧事業に鳥獣侵入防止施設が追加）

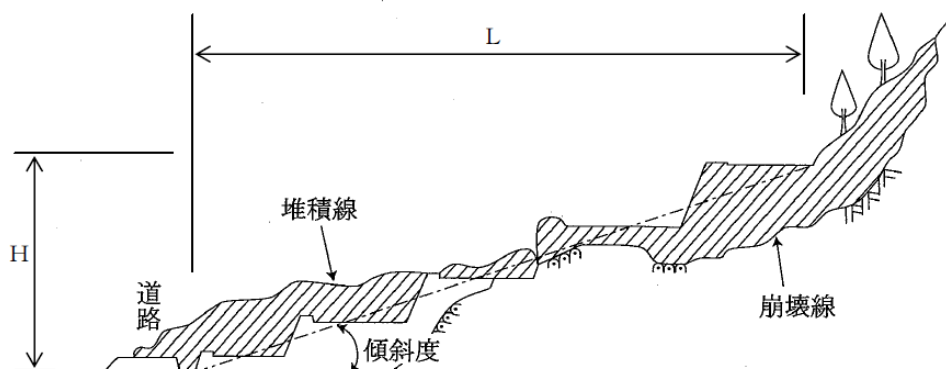
1-13 限度額の算定について

(1) 下図のような場合の限度額の算定は、どうするのですか。



安息角の線が3段目の農地面にかかっていますので、傾斜度は4段目の法尻と1段目の法尻を結んだ線と水平線とのなす角度を傾斜度（ H/L ）として、1アール当たり事業費を算出し、階段状の畑に復旧すべき農地面積を算出して、それに1アール当たり事業費を乗じて限度額を算出します。水田の場合は、それぞれの段の畦畔の支配する1筆面積を足して、それに1アール当たり事業費を乗じて限度額を算出します。

(4) 下図のように被災農地途中に岩盤が露出している場合の安息角の取り方と、復旧限度額はどのように算出するのですか。

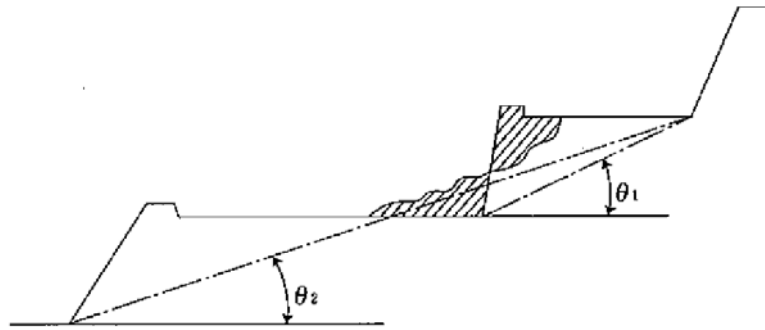


傾斜度は周辺の地形を考慮して決定するものですので、図のように岩盤が部分的に露出している場合は安息角の考え方は取りません。

また、傾斜度は、周辺の地形から判断して崩壊法尻と最上段農地面と地山交点であった

と思われる地点を結んだ線と水平線とのなす角度を傾斜度（H/L）として、1アール当たり事業費を算出し、それに復旧すべき農地面積を乗じて限度額を算出します。

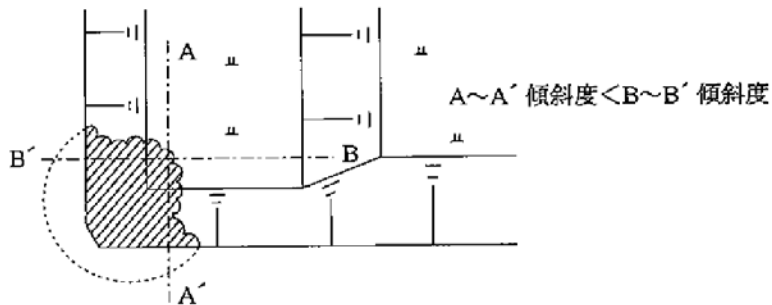
(5) 被災箇所下段の排土部分面積も復旧対象面積として申請する場合、限度額算定の傾斜度は、下段農地法尻からの傾斜度（ θ_2 ）を取るのですか。



下段農地の被災は上段農地法面崩壊が原因ですので、下段農地法尻ではなく崩れた農地法尻の傾斜度（ θ_1 ）を取ります。

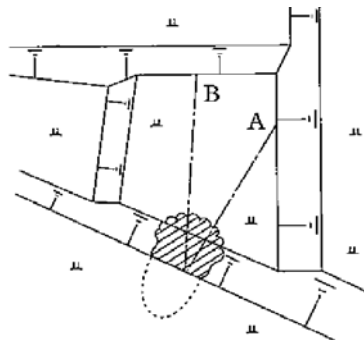
(6) 下図のような場合の限度額算定の傾斜度（方向）の取り方はどうするのですか。

ア



傾斜度の大きいB~B'の傾斜度を取ります。

イ

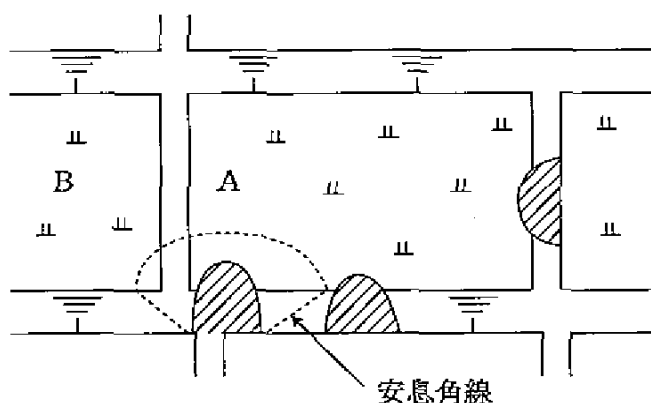


被災畦畔に直角方向のA方向を取ります。

(7) 安息角は30度を標準としていますが、土質等を考慮して30度より小さい角度を取れないのですか。

土質試験等で明解に安息角が算出できればその値を取りますが、安息角の測定が困難な場合等は、標準の30度を取ることとしています。

1-14 水田において、隣の畦畔に接近した部分で法面崩壊がある災害復旧事業の場合、田の復旧限度額の算定方法はどのようなのですか。



安息角と農地面の交線がBの水田に掛かるのであれば、Bの水田の面積も含めて限度額を算出します。

1-21 農地と農業用施設を合併施行する場合、併せて査定額が40万円以上あれば申請できることになっていますが、この場合、農地の反当限度額も、40万円以上でないと申請できないのですか。

農地と農業用施設の分離施行が困難な場合に限り、農地の反当限度額は40万円未満でも申請することはできますが、農地の復旧額のうち反当限度額を超える分は、補助対象にはなりません。

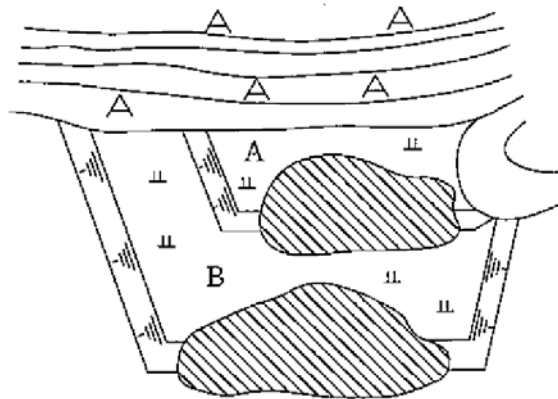
1-22 災害復旧事業としての申請条件は1箇所40万円以上ですが、1/2工法を採用する場合（上部農地+下部農業用施設=40万円以上）の上部農地の復旧額に限度はあるのですか。

1箇所の復旧費が40万円以上あればよく、個々の工種の復旧費にとらわれるものではありませんが、農地の復旧額のうち反当限度額を超える分は、補助対象にはなりません。

1-25 ハウス栽培を行っている水田で、畦畔が被災した場合の復旧すべき農地面積はどのようにするのですか。

水稻から他作物へ恒久的な作付転換をしたものは、水田としては復旧しませんので畑としての復旧面積とします。また、田畑輪換等で一定期間転作を実施しているものは畦畔の有無、貯留機能等の現況から判断して田として申請することができます。なお、貯留機能を有している輪換畑にあっては、畦畔に囲まれた一筆を復旧面積として申請します。

1-35 同時に被災したA田、B田の所有者が同一の場合、A田を盤下げしA、Bを一枚の田に復旧することができますか。



災害復旧事業における区画整理方式は、農地が比較的広範囲で流失、崩壊等著しく地形が変化し、原形に復旧することが不適當な場合に適用します。

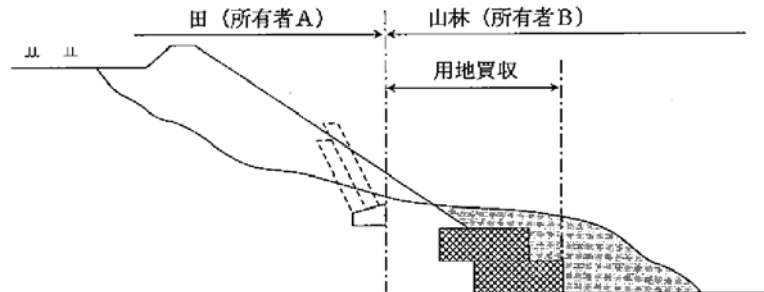
しかし、山間地等の小範囲の所で地すべり災や山地崩壊の影響を受けて原形復旧が不適當な場合にはA、B農地を一枚として復旧することはあります。

したがって、小範囲であっても

イ 被災状況が激甚で原形復旧が不可能である場合、

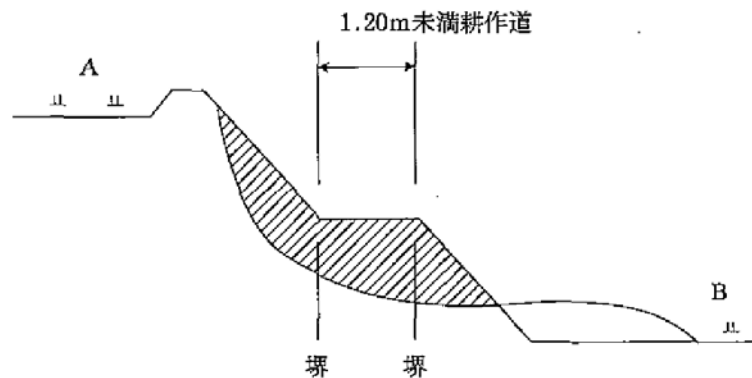
ロ A、Bの被災区間が連続しており、1枚1枚の復旧よりも経済的である場合などには、区画整理方式で復旧することができます。

1-36 下図のように農地が被災した場合、ブロック積より用地買収をして、フトン籠工法にしたほうが経済的となる場合、用地買収費を含めて申請することはできるのですか。



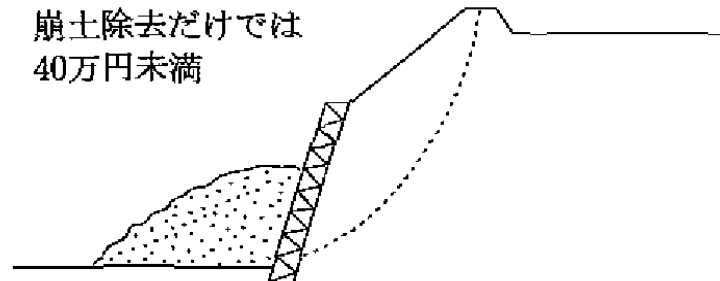
農地復旧の場合、用地は個人に帰属することから土地購入に要する費用は国庫補助の対象とはなりません。したがって、用地買収が必要な場合は、地権者で予め手当てしておく必要があります（ただし、農業用施設についてはこの限りではありません）ので、用地を手当てした上で申請することはできます。

1-37 耕作道と一体的に農地の法面が被災した場合に、耕作道の幅員が1.2m未満で農道として申請できない場合は、農地（田）の法面復旧で申請することはできるのですか。



耕作道幅員が1.2m未満では、農業用施設（農道）として申請することはできませんが、農地の利用又は保全管理上必要最小限の復旧に係る工事は農地として申請することはできます。

1-41 水田の畦畔崩壊で貯留機能には問題はないが、下部石積が大幅に崩れている場合の取扱いはどうするのですか。



水田の畦畔崩壊により下部石積が大幅に崩れている場合は、畦畔の安定度を回復するために必要な最小限度の範囲内で復旧工事を申請することができますので、石積を復旧する工事を申請することはできます。この場合、工事費が崩土除去を含めて40万円以上になることが必要です。

(ため池)

2-5 ため池の管理用道路の災害復旧事業は、規模の大小によらず申請することはできるのですか。

ため池の利用のみに必要な道路（いわゆる管理用道路）の災害復旧事業は、他に迂回道路（迂回距離が概ね2kmを超えないもの）がない場合等、ため池の利用に重大な支障を生ずる場合に、農業用道路に係る災害として取扱うことができます。ただし、ため池の一連の施設として位置づけられる道路（道路幅員1.2m未満の場合）は、ため池（申請工種はため池）に係る災害復旧事業として取扱います。なお、詳しくは通知22-1、22-2に示すとおりです。

2-8 被災した堤体の余裕高が不足する場合、災害復旧事業で堤体の嵩上げをすることはできるのですか。

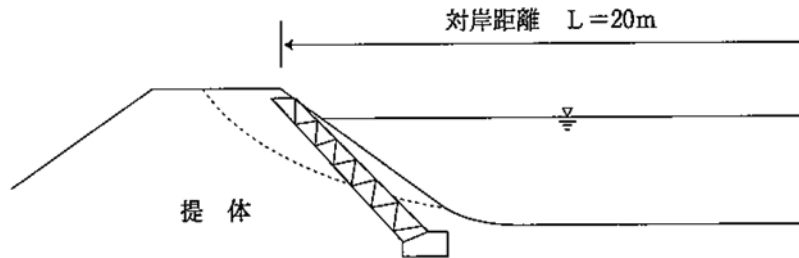
一般的に堤体の嵩上げとは、「有効貯水量の増量」を図る場合に堤高を増すことを指します。設問の場合は、一般的な嵩上げではなく、余裕高さの確保による安全性の回復にありますので、この場合は嵩上げはできます。

また、全延長にわたって堤体が欠壊した場合、有効貯水量の増大とまらない範囲内で技術的に必要最小限度の断面の拡大は災害復旧事業として行うことができます。

ただし、部分復旧の場合で再度災害を防止するための堤体の嵩上げは関連事業で行うことになります。なお、詳しくは、農業用施設災害関連事業採択基準1-(2)に示すとおりです。

2-16 了解事項第3-13（波除護岸の採択）の取扱い

- (1) 下図のように堤体前法が崩壊した場合に、原形の土羽復旧が難しく、ブロック積工で復旧する場合に、ブロック積の部分は波除護岸となるのですか。



災害復旧事業は、原形復旧により効用回復を図ることが大原則ですが、原形復旧で所要の目的が達せられない場合には、これに代わる必要最小限の工法（本件にあつては積ブロック工法）を用いて復旧することができることになっています。本件の場合には法面の復旧工法ですので、波除護岸となりません。

- (2) 小規模ため池（対岸距離 50m 程度）の堤体が被災した場合、対岸距離（100m）に関係なく、被災原因等を検討の上、波除護岸を設置することはできるのですか。

堤体の復旧計画において、当該復旧部分の法勾配や復旧材料（築堤材）及び波浪の影響（風向）等により復旧の目的を果さないような場合には、工法検討、経済比較等により、必要最小限度の法面保護工を施工することはできます。この場合には、施工する理由について資料を整理しておくことが必要です。

- (3) 対岸距離 100m 以下（80m 程度）、提高 8m 程度のため池の下流に人家や学校、公共的施設等がある場合の災害復旧事業で、立地条件等を考慮して波除護岸を新設して申請できるのですか。

波除護岸は、波浪による洗掘で前法面が滑落するのを防止するために設置されるものです。了解事項第3-13（波除護岸の採択）では、立地条件等を勘案して、必要やむを得ないと認められる場合に申請できることになっていますので、必要性がはっきりしている場合には新設して申請することはできます。

- 2-18 堤体全線にパイピングが発生し、前刃金による復旧工法を計画した場合、斜樋には被害がないが、前刃金を施工するために既設斜樋を取り壊さざるを得ない場合、従前の機能を超えない範囲で斜樋の新設を災害復旧事業の中に含めて申請することはできるのですか。

また、既設底樋に直接被害がなく、前刃金施工時の仮排水断面を確保できない場合は、底樋の改修も含めて申請できるのですか。

復旧計画上やむを得ず既設斜樋を取壊す必要がある場合は、従前の機能を超えない範囲で申請することはできます。

また、工事中の仮排水路として底樋を使用する場合は、仮排水路に必要な断面とし、工法、寸法、材質とも必要最小限度に変更しても差支えありません。

ただし、土砂吐ゲートを設置する場合、仮排水断面のために拡大した管径にゲートの規模を合わせるのではなく、土砂吐機能が図れる必要最小限度の規模のゲートとします。

(頭首工)

3-1 頭首工を起点として前後 200~300m の河川堤防が被災したが、頭首工には被災がない場合、堤防復旧の申請は協議が整えば（二重採択防止に関する覚書）国交省の河川災害としてよいのですか。

また、河川災害となった場合、用水確保のための応急仮工事を農業用施設災害として申請することはできるのですか。

頭首工に関して、河川堤防が被災し取水機能が低下した場合は、基本的に農業用施設災害として申請します。この場合、堤防復旧に係ることですので、河川災害との二重採択を防止するため、予め申請者の関係部課において協議調整を行うことになっています。協議の中で、農業用施設災害、河川災害の範囲を決めることとなりますが、被災箇所全部を河川災害として申請することになった場合、用水確保のための応急仮工事は農業用施設災害として申請することはできません。

3-7 頭首工のみが被災した場合でも二重採択防止に関する覚書により、護岸工は上・下流それぞれ 10m、15m までを農林側の施行区分とすべきなのですか。

また、仮に災害査定で復旧施設の状況から上・下流それぞれ 8m、10m で採択されたものが、河川協議において上・下流それぞれ 10m、15m までの護岸施工となった場合、計画変更で対応することはできるのですか。

二重採択防止に関する覚書は、河川護岸の復旧範囲を規定しているものであって、頭首工のみの被災で、河川護岸の被災がない場合は該当しません。また、河川護岸に係る被災延長が、頭首工の上・下流それぞれ 10m、15m 以下の被災延長の場合は、被災区間までとします。ただし、二重採択防止に係る協議で延長が決まった場合は、この限りではありません。災害査定で上・下流それぞれ 8m、10m で採択されたものについては、その後の状況変化のない限り計画変更で対応することはできませんので、二重採択防止に関しては、河川管理者と協議調整するわけですから、河川協議において、施工区間が変わることはないということになります。

覚書では、「左記事項を厳守する」ということになっているので、特に理由のある場合を除き延長の増減はできないこととなります。

3-9 頭首工本体の1/2が被災を受けたので、災害復旧事業で工事を実施するため、半川締切を行い工事を施工していたが、工事施行中に河川流下断面（仮締切のため河積の1/2）の河川水位が1/2以上（低水位から河川の天端）となって、未被災箇所が新たに被災した場合、新たな災害として申請することはできるのですか。

工事施工箇所（締切施工区間）だけの河川水位上昇(1/2以上)では、法の適用を受ける災害発生とは言えませんので、増破部分は計画変更で対応することになります。

なお、頭首工上下流部河川で水位上昇(警戒水位（はん濫注意水位）以上又は1/2以上）が確認された場合は、暫定法の適用を受ける新たな災害となりますので、前災の災害復旧事業で頭首工本体に着工していない場合には、新災として事業費全体を計算し、前災の金額を差引いた後災を新たな災害復旧事業費として申請することになります。また、施工中に新たな災害が発生した場合には、手戻りが生じた場合における工事費の算出方法によって、手戻り額、未施工工事費の額（うち未成及びうち転属）を算出して後災工事費を決定することになります。

（水路）

4-2 水路が埋そくした場合の取扱いについて具体的にどのようにするのですか。

(1) 査定要領第 13-(1)でいう「水路が埋そくしたとは原則として水路断面の3割以上が埋そくした場合をいう」の取扱いは下記のとおりです。

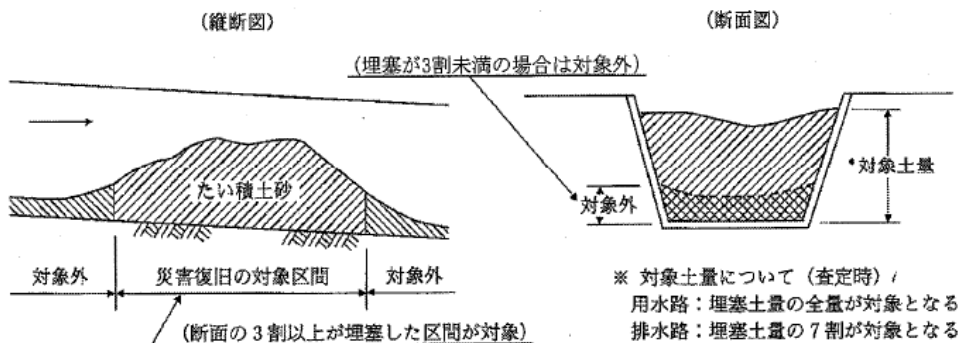
ア 水路断面とは、通水許容断面（設計水深に余裕高を加えたもの）とします。

イ 3割以上の埋そくとは、各測点毎の測定断面での埋そく状況を対象としており、全土量に対しての3割数値ではありません。

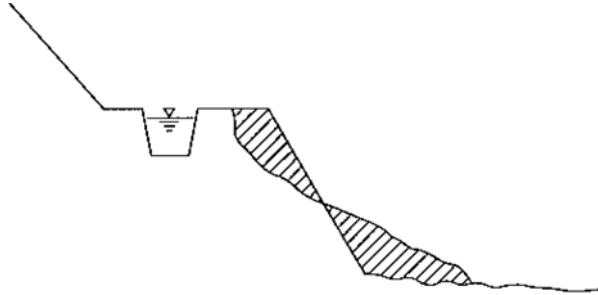
(2) 埋そく土の排土を応急本工事で実施した場合で、前記ア、イの条件を満たしている場合には、排水断面を確保するために排土した全土量を計上します。

(3) 排水路において、水路断面以上に土砂が堆積した場合の対象土量は、水路断面内については70%の計上とし、それを超える部分については全量を対象とします。

ただし、実施に際しては、工事着手時の堆積状況により、効用回復に必要な土量を対象として差支えありません。



4-12 山腹水路の溝畔（盛土部分）が欠壊し、水路の装工部分に被災がなく、通水にも支障をきたしていないが、危険な状態となっている場合に法止工により装工水路を保護する工事を災害復旧事業で申請することはできるのですか。



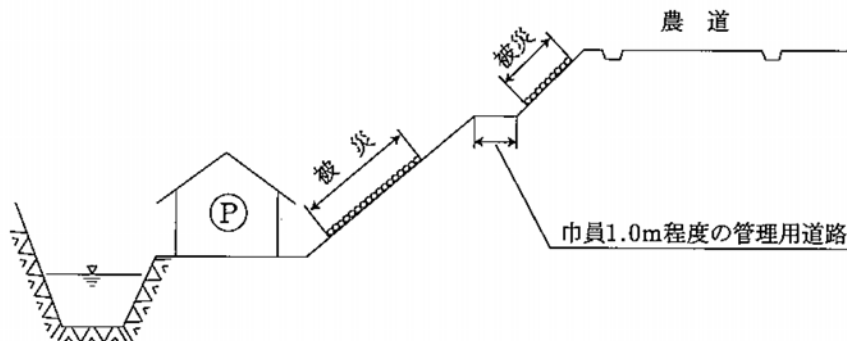
水路は、装工部と盛土部（管理用道路を含む）とが一体となって、効用を発揮している施設ですので、その機能や安定度が期せられないような状況変化が生じたときは、位置、工法、寸法を変更すると同時に安定度を保つために必要な土止工等を申請することはできません。

4-14 防除、飲雑用水施設にかかる有線通信施設を用水施設の一部として「水路」で申請することはできるのですか。

防除、飲雑用水施設ばかりでなくかんがい用のポンプ場や水路の機能を果たすために設けられた有線通信施設は、その農業施設の機能を果たすために一体的なものとなっていますので、査定要領第 13-(7)に基づき「揚水機」又は「水路」として申請することはできません。

(揚水機)

5-3 下図のような、揚水機場の管理用道路が被災した場合は災害復旧事業として申請はできるのですか。できるとすれば、工種は何をするのですか。



揚水機場の管理用道路としての機能を持ち、通常の維持管理もされ、財産区分も明確で、明らかに揚水機場の附帯施設として位置づけられる管理用道路については、工種を「揚水機」として申請することができます。なお、通知 22-1 に示すとおりです。

(道路)

6-1 適用除外について

(1) 道路付属物の柵、こま止のみの災害は維持工事で実施し、道路の土止壁等と同時に被災した場合は付属物も当然復旧工事に含めて申請するとありますが、例えばフェンスのみに係る工事は申請することはできるのですか。

フェンスは道路付属物ですので、この付属物のみが被災しても災害復旧事業で申請することはできません。ただし、異常積雪により発生した災害にあつては、通知 23 「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」により、災害復旧事業として申請することはできます。

(2) 路面のみに係る災害は適用除外となっていますが、コンクリート又はアスファルト舗装道路が被災した場合は、どのように取扱うのですか。

コンクリート又はアスファルト舗装道路の路面とは、表層（基層のあるものは基層まで）までをいいますが、通行に支障のない路面のクラック程度の被災は災害復旧事業として申請することはできません。コンクリート又はアスファルト舗装道路の場合には、下層路盤まで被災していなければ、災害復旧事業として申請することはできません。

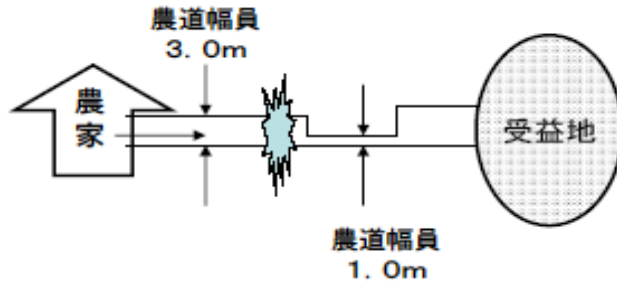
(3) 要綱第 2-5-(1) で側溝のみに係る災害は適用除外となっていますが、側溝のみでも甚しい深掘れ等があった被災の場合は申請することはできるのですか。

側溝は道路付属物ですので深掘れが甚しくても、道路本体を構成している路盤路床等が被災していない場合は、災害復旧事業として申請することはできません。

(4) 道路の路面及び側溝が共に被災したのですが、路面については緊急を要したため関係者が自力復旧して、側溝のみの復旧となった場合、災害復旧事業として申請することはできるのですか。

農道を自力復旧して、側溝のみとなっている場合には、災害復旧事業としての該当要件を満たさないこととなりますので、申請することはできません。農道を緊急に復旧する必要があり、要綱第 14-1-(4) に該当する場合は、応急本工事として実施することができます。この応急本工事に該当する場合で、側溝のみが残っている場合には、この側溝を含めて災害復旧事業で申請することができます。

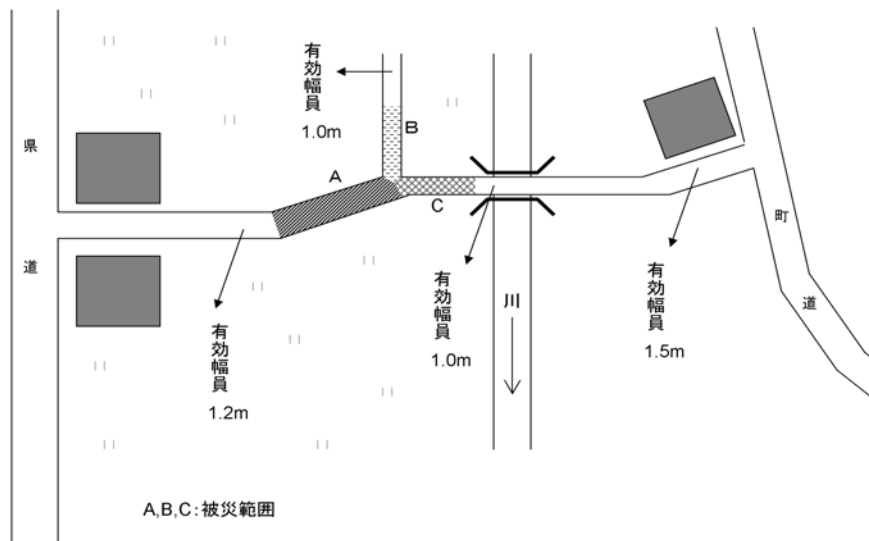
6-4 下図のように、農道の一路線の途中に有効幅員（全幅員）1.2m 未満の箇所が部分的にある場合、道路として申請することはできるのですか。



農道としての申請条件は、幅員 1.2m 以上となっています。

部分的に狭小部があった場合は、その道路機能は狭小部の幅員に制限されることとなりますので、一路線の途中に有効幅員が 1.2m 未満の箇所がある農道については申請することはできません。

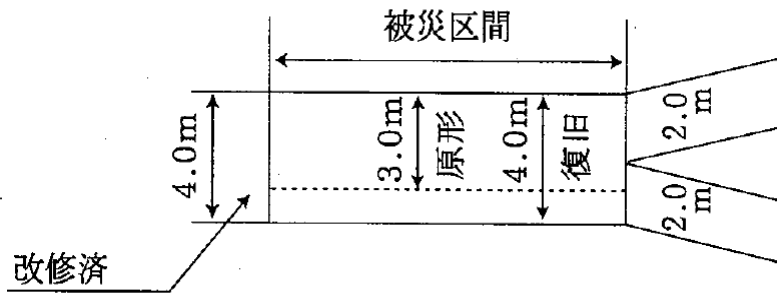
農道の場合は、下図のように周辺とのつながりがありますので、連絡する道路については十分調査しておく必要があります。



(採択例) A ; 受益者 2 名以上が A 区間を利用していれば採択可

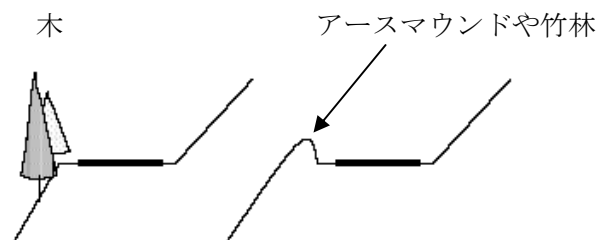
B、C ; 道路幅員が 1.2m 未満なので採択不可

6-5 下図のような道路の被災において被災部分の拡幅はできるのですか。



拡幅は改良工事となりますので、災害復旧事業ではできません。したがって被災区間の現況幅員が 3.0m であれば 3.0m での復旧となります。なお、道路幅員の拡幅は、再度災害の防止とはなりませんので農業用施設災害関連事業でも申請することはできません。ただし、拡幅部分を単独事業とのアロケーションで施行することはできます。

6-6 急傾斜の山腹道路が被災した場合、従前にガードレール等の安全施設がなかった場合に、危険防止の観点から災害復旧事業でガードレール等の安全施設を新設することはできるのですか。



急傾斜の山腹道路で従前にガードレール等の安全施設がなかった場合でも、立木が防護柵の役割をしていた場合、アースマウンドや竹林が同じような効用を果たしていた場合にはガードレールを新設することはできます。

(橋梁)

7-2 橋梁の橋台及び取付部が流失した場合、橋長を変更して申請することはできるのですか。

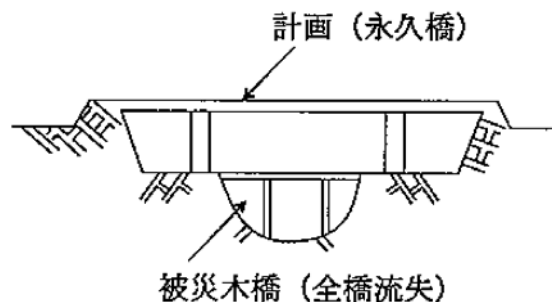
元の位置に周りの地形も含めて復旧した場合と橋長を変更した場合と経済比較を行って、橋長を変更した方が有利となる場合は、橋長を変更して申請することはできます。また、原形復旧が不可能な場合は、査定要領第 14(1)ア(エ)により橋長を変更して申請することができます。

7-3 比較的至近距離にある木橋2橋が流失したので、この2橋を1橋に統合して、災害復旧事業として申請することはできるのですか。できるとすれば2橋分の原形復旧費の範囲内で統合橋梁の幅員の拡幅をすることはできるのですか。

災害復旧事業で橋梁を統合することはできません。橋梁の統合は経済的となることはありますが、機能又は効用上から従来に較べて不便になることも考えられ、すべての利用者の利便性が向上するとは限らないからです。

7-4 潜水橋について

- (1) 未改修の河川に抜水橋として架設されていた橋梁が、その後の河川改修により、潜水橋のような形になり災害によって全橋流失した場合、被害を与えた洪水を対象として必要最小限度に桁下高を上げ、かつ橋長を改修後の堤防に合わせて全長復旧することはできるのですか。



潜水橋と考えられるので、原形復旧を原則とします。したがって、他事業（農業用施設災害関連事業を含まない。）と合併施行する場合を除き桁下高を上げて復旧することはできません。

- (2) 永久構造の潜水橋が被災した場合、原形復旧では河川管理者の許可が難しい状況にありますが、桁下高を上げた永久橋で申請することはできるのですか。

通知 8-2「河川管理施設等構造令に関する覚書（抄）」及び 8-1「河川管理施設等構造令（抄）」にあるとおり、災害復旧事業の場合は適用外となりますので、河川管理者が許可しないということにはなりません。桁下高を上げての復旧は、原形復旧を逸脱することになりますので、申請することはできません。

7-5 永久橋が3分の2以上被災した場合、桁下高を上げる問題が生ずることがありますが、永久橋の場合、桁下高を上げて施行することができる適用条項がないのですが、災害復旧事業として桁下高を上げて施行することはできるのですか。

桁下高の不足によって生ずる被害の場合は、全長にわたって被災する 경우가多く、また、部分被災の場合に被災部分だけの桁下高を上げて一連の効用が発揮されないことになり

ますので、桁下高を上げて復旧する場合の条件は、査定要領第 15(2)オ(カ)にあるように、全延長が被災した場合に限っています。したがって、部分被災の場合には、災害復旧事業として桁下高を上げて施行することはできません。

7-7 橋台が転倒し、床版が落下している場合に、床版が使用可能である場合は、どのように取扱うのですか。

再使用することが施工上可能であり、かつ経済的であれば、旧床版を再使用して復旧します。

(農地保全)

8-6 耕作者の境にある畦畔が崩壊し、受益者が上下2戸ある場合は、畦畔復旧を農地保全施設として新設して申請することはできるのですか。

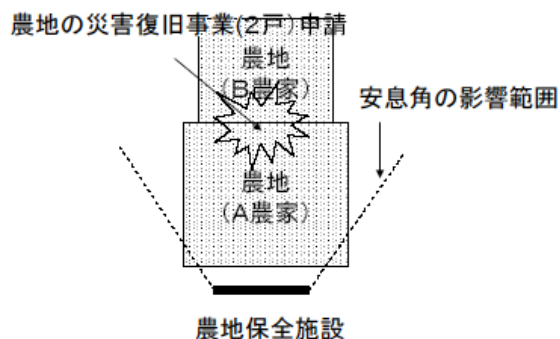
農地保全施設の新設の場合は、査定要領第 14(1)イに該当する必要があります。この場合の農地保全施設の新設の条件は

- (1) 被災農地が 2 戸（受益戸数）以上あって、農地の災害復旧事業が申請されていること。（農地保全施設が受益戸数 2 戸の農地の影響範囲にあること）
- (2) 農地等が被災し、被災程度が激甚であること。
- (3) 工法が畦畔程度では安定が期せられないこと。

等であり、設問の例では畦畔復旧ということから、農地保全施設として申請することはできません。農地を対象として、農地保全施設の新設事例を示すと次のような場合です。

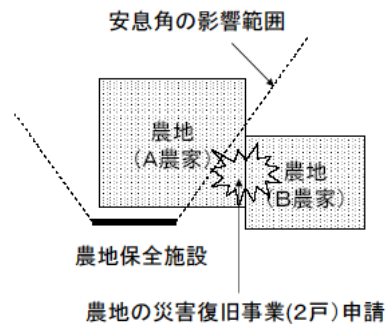
農地保全施設を新設して申請できる場合は、例 1 の場合で、農地の復旧が 2 戸申請されて、しかも農地保全施設の影響範囲が 2 戸以上となっている場合

例 1

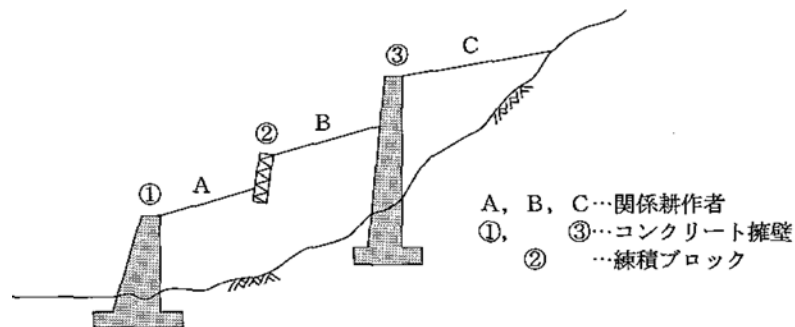


農地保全施設を新設して申請できない場合は例 2 の場合で、農地の復旧が 2 戸申請されても、農地保全施設の影響範囲が 1 戸の場合

例 2



8-8 下図のような場合、農地保全施設、農地畦畔の区分はどのようなになるのですか。



地すべりの安定解析上からみて必要な施設が農地保全施設となります。

本例の場合、地すべりの安定解析の結果により、①、③のコンクリート擁壁が地すべりを抑止する機能を果たすべきものであれば、農地保全施設となります。②の練積ブロックが単にBの農地の土留めとしての機能を有するものならば農地畦畔となります。なお、農地保全施設の新設については、8-6の新設の条件が必要になります。したがって、①、③のコンクリート擁壁に係る受益戸数は2戸以上必要となります。

(生活関連)

11-5 災害関連農村生活環境施設復旧事業としての位置付けの要件は何なのでしょうか。

位置づけの要件としては、暫定法の災害復旧事業と同一地域内で農村生活環境施設が被災したことをもって災害関連としています。

ただし、落雷については、局地的ですので、関連性の要件となっている暫定法での被災を受けないこともありますので、この場合には、特例的に落雷単独でも採択できることになっています。